

伊達市やさしい心がかよいあう手話言語条例（案） に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「伊達市やさしい心がかよいあう手話言語条例（案）」に対する市民意見公募結果について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案 件 名	伊達市やさしい心がかよいあう手話言語条例（案）		
募 集 期 間	平成28年9月16日（金）から10月17日（月）まで （32日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	15 件 （ 3 名 ）		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	1 件
	既登載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	その他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	14 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		0 名
	郵送		0 名
	ファクシミリ		0 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		3 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市健康福祉部社会福祉課障がい者福祉係（本庁舎1階） 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 電話番号 : 0142-23-3331（内線308） FAX番号 : 0142-25-4195 Eメール : syakaihukushi@city.date.hokkaido.jp		

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	<p>（説明1）口語法は、口話法です。 （上から8行目）障がい者の権利に関する条約は、障害者の権利に関する条約です。ご確認・訂正して下さい。</p>	<p>【 反映 】 参考とさせていただいた文献が口語法となっていたので、そのまま使用しましたが、改めて確認したところ、口話法が正しいので口話法に改めます。 また、障害者の権利に関する条約という固有名詞を障がい者の権利に関する条約と用いたのは誤りですので訂正いたします。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-2	<p>前文どおり条例は聞こえない人のためだけではなく、聞こえない人の言葉（手話）や理解を知る機会がなかった聞こえる人のためでもあります。条文に考え方は書かれてありますが、学校・職場・自治会・公共施設などいろいろな場で手話講習やパンフや動画や広報などいろいろな方法で手話環境を整備していただきたいです。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>本条例は、手話に対する理解や手話の普及、手話を使いやすい環境を構築していくため、まず手話が言語であることを認識するということを定めた条例です。</p> <p>ご指摘のご要望については、本条例を定めた後、本条例第6条に基づき、推進方針を策定する中で検討していく考えです。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-3	<p>第4条 ろうあ者が参加する研修会や議会で市長始め職員・議員・関係者が挨拶をするときは、積極的に手話を使っていたきたいです。（特に福祉課）市側の姿勢が市民の気持ちを動かします。</p>	<p>【 その他 】 この条例によって、ろう者とろう者以外の人が意思疎通を円滑に行えるよう、今後の取り組みの参考とさせていただきます。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-4	<p>第6条 条例の推進には市側の業務も大変ですが、伊達聴力障害者協会や手話通訳者の役割がとても重要です。手話の会も協力しますが、協会の意向を聞き、フォローアップをお願いします。また、手話通訳者の業務理解を含め処遇改善や協力員養成・増員の対策を要望します(手話奉仕員養成講座実施等)</p>	<p>【 その他 】 本条例は、手話に対する理解や手話の普及、手話を使いやすい環境を構築していくため、まず手話が言語であることを認識するということを定めた条例です。 ご指摘にあるとおり、今後、本条例第6条に基づき、推進方針を策定していきます。ご指摘のご要望については、その議論の中で検討していく考えです。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-1	<p>私は手話は分かりませんが、室蘭や登別で手話言語条例がスタートされたことは新聞などで少しは知っています。</p> <p>伊達の条例（案）に手話が使えない長い苦しい時代があった説明や初めて知ることが書かれてあり、聞こえない人の立場をもっと理解したいと今回強く思いました。</p> <p>聞いて喋ること、言葉に何も疑問を感じないで当たり前前に生活してきた私達。手話を使う人が聞こえる人と意思伝達ができず、当たり前前の生活ができていないことは大変なことです。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>本条例は、手話に対する理解や手話の普及、手話を使いやすい環境を構築していくため、まず手話が言語であることを認識するということを定めた条例です。</p> <p>この条例によって、ろう者とろう者以外の人が意思疎通を円滑に行えるような社会を実現できるように目指してまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-2	<p>難しいことはわかりませんが、この条例は聞えない人だけでなく、聞える人も少しずつ手話を使いお互いに伝え合っていく事と解釈していいのですか？</p> <p>同時に、言葉の違いを認めていくことは、聞えない人を理解していく気持ちを持つことが大事だと思います。</p> <p>この様なことは、学校教育でも取り入れてほしいですが、どう考えていますか？</p>	<p>【 その他 】</p> <p>ご指摘のとおり、聞こえる人こそ、手話は言語であると言うことを認識することで、手話に対する理解や手話の普及、手話を使いやすい環境の構築が進んでいくと考えております。</p> <p>また、ご要望の学校教育等への取り入れですが、本条例を定めた後、本条例第6条に基づき、推進方針を策定する中で検討していく考えです。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-3	<p>聞えない人が役所に用事で来られた時、通訳さんがいない時は福祉課の職員が手話で対応していると思いますが、定期的に手話講習を受けているのですか？</p>	<p>【 その他 】 現在のところ、手話通訳員がいない場合、あいさつ等、簡単な手話しか使えない状態ですので、できるだけ平易な単語を用いながら筆談でコミュニケーションを図っています。 定期的な手話講習は現在のところ行っていないので、本条例が定まったあと、本条例第6条に基づき、推進方針を策定する中で、手話講習会等についても検討していく考えです。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-4	<p>市民ということばですが、伊達に居住（住民票あり）している人だけですか？市外からの通学・通勤の人は別ですか？</p>	<p>【 その他 】 市民ということばは一般に構成員を示す言葉ですので、伊達市に在住する人と想定しています。ただし、今後、施策を進める中で、伊達市の事業所・学校に通勤・通学している人などにも趣旨を理解していただき、ご協力をいただきたいと思いますと考えております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-5	<p>第5条ですが、手話のわからない市民にどのような方法で手話を広め、市民は何を協力していくのか具体策は何ですか？</p>	<p>【 その他 】</p> <p>本条例は、手話に対する理解や手話の普及、手話を使いやすい環境を構築していくため、まず手話が言語であることを認識するということを定めた条例です。</p> <p>第5条の市民の役割ですが、ここでは広く市民と言う言葉を使って協力を求めています。今後、本条例を定めた後、本条例第6条に基づき、推進方針を策定する中で、具体的にどの様な人（団体）にどのような協力を求めていくのか、検討していく考えです。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-6	聞えない人が、職場の人と通じなくてやめていくと聞いたことがあります。職場や店や物産館（市外の聞こえない来客もいる）や病院などどうしていくのですか？	<p>【 その他 】 今後、企業や店舗、各団体等にも趣旨を理解していただき、ご協力をいただきたいと思います。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-7	<p>生活に関していくつかの条例は耳にしますが「言語条例」は珍しく今後も関心を持って身近なものにしていければと思っています。</p> <p>是非、伊達市で手話言語条例を実りある方向へ期待しています。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>ご期待に沿えるよう、この条例によって、ろう者 とろう者以外の人が意思疎通を円滑に行えるよう な社会の実現を目指します。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-1	<p>私は少し声をだし全く聞こえない方とジェスチャーや有難うの手話だけですがときどき挨拶しています。</p> <p>でも、手話がかかわらないのでそれ以上は会話ができません。</p> <p>メモ書きは、漢字や意味がわからないので困った顔をされます。</p> <p>事故や災害の時はどうするのだろうと、気がかりです。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>本条例は、手話に対する理解や手話の普及、手話を使いやすい環境を構築していくため、まず手話が言語であることを認識するということを定めた条例です。</p> <p>具体の施策について考えたとき、事故や災害が一番関心のある問題と認識していますが、本条例を定めた後、本条例第6条に基づき、推進方針を策定する中で検討していく考えです。</p> <p>また、災害等については伊達市地域防災計画に基づく下位計画として、伊達市避難行動要支援者対策計画の中で、個別の避難方法の確立など検討していきます。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-2	<p>伊達で手話言語条例を取り組むことに賛成です。手話を覚えたいと言う気持は持っていますが、難しそうで今から年齢的に覚えが悪く役に立ちそうにありません。</p> <p>でも昼間の時間で簡単な手話や大事な手話は覚えて、自分にできそうな聞こえない方達の理解と接し方を学んでいきたいです。</p> <p>高齢者の手話講座や手話イラスト(パンフレット)の配布を希望したいです。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>本条例は、手話に対する理解や手話の普及、手話を使いやすい環境を構築していくため、まず手話が言語であることを認識するということを定めた条例です。</p> <p>ご指摘のご要望については、本条例を定めた後、本条例第6条に基づき、推進方針を策定する中で検討していく考えです。</p> <p>(1-2の回答と同様です)</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-3	<p>若い人は覚えが早いので、子供の頃から手話を自然に身につく環境を作ってほしいと思います。人を思う心、支え合う福祉の心にもつながります。</p> <p>特に聞こえない方がいつも利用する所（公共機関や商店など）には、手話体験が必要なのではないのでしょうか。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>本条例は、手話に対する理解や手話の普及、手話を使いやすい環境を構築していくため、まず手話が言語であることを認識するということを定めた条例です。</p> <p>ご指摘のご要望については、本条例を定めた後、本条例第6条に基づき、推進方針を策定する中で検討していく考えです。</p> <p style="text-align: center;">（1-2の回答と同様です）</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-4	<p>あちらこちらで手話のやりとりが見られれば、本当に言葉と人々が生かされていく事でしょう。大変時間のかかることですが、条例が名前だけでなく実現してほしいです。</p> <p>条例名のように、手話でやさしいところがかよいあう温かい伊達市をみんなで作っていきたいですね。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>ご期待に沿えるよう、この条例によって、ろう者とろう者以外の方が意思疎通を円滑に行えるような社会の実現を目指します。</p> <p>(2-7の回答と同様です)</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの